

[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

作成日：平成24年9月11日

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿〔管理型〕（平成24年 8月度）

対象期間：平成24年8月1日～平成24年8月31日

埋め立てた産業廃棄物の種類及び数量〔規十二条の七の二 ハ イ、規十二条の七の五 セ イ〕

種類	数量(単位)
燃え殻	(t/月)
汚泥	(t/月)
廃プラスチック類	8.97 (t/月)
紙くず	4.17 (t/月)
木くず	2.73 (t/月)
繊維くず	0.65 (t/月)
動植物性残さ	(t/月)
ゴムくず	(t/月)
金属くず	3.32 (t/月)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	8.25 (t/月)
鉱さい	(t/月)
がれき類	(t/月)
動物のふん尿	(t/月)
動物の死体	(t/月)
ばいじん	(t/月)
産業廃棄物を処分するために処理したもの	(t/月)
その他()	(t/月)
その他()	(t/月)
その他()	(t/月)

残余容量(年度末時点)〔規十二条の七の二 ハ リ、規十二条の七の五 セ リ〕

測定年月日	
測定結果	

水質検査の実施状況と措置(年1回)〔規十二条の七の二 ハ ニ及びホ、規十二条の七の五 セ ニ及びホ〕

	地下水	放流水
採取日		
採取場所		
検査結果が得られた日		
検査項目		
検査結果		
異状の有無		
必要な措置を講じた年月日とその内容		

水質検査の実施状況と措置(月1回)〔規十二条の七の二 ハ ニ及びホ、規十二条の七の五 セ ニ及びホ〕

	地下水	放流水
採取場所	上流	下流
採取日	平成24年8月27日	平成24年8月27日
検査結果が得られた日	平成24年9月5日	平成24年9月5日
電気伝導率 ※2	20.1	17
塩化物イオン ※2	3	2
水素イオン濃度		8.1
生物化学的酸素要求量		1.6
化学的酸素要求量		4.7
浮遊物質		1未満
窒素含有量 ※3		0.51
異状の有無	異常なし	異常なし
必要な措置を講じた年月日とその内容 ※1		

施設の点検〔規十二条の七の二 ハ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ、規十二条の七の五 セ ロ、ハ、ヘ、ト及びチ〕

	擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍措置
点検日	平成24年8月1日	平成24年8月1日	平成24年8月1日	平成24年8月1日	平成24年8月1日
異状の有無	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
必要な措置を講じた年月日とその内容 ※1					

※1 異状が認められた場合のみ記入すること。 ※2 いずれかを記載すること。 ※3 環境大臣が定める公共用水域に排出する場合に限る。 ※4 処分場の平面図に位置を明示すること。